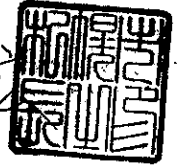


札幌市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年12月25日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第56号

札幌市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市営住宅条例施行規則（平成9年規則第41号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第4条第1項第3号中「第8条第1号」を「第9条第1号」に改める。
- (2) 別表2ふしこ集会所の項を次のように改める。

|       |              |
|-------|--------------|
| 伏古集会所 | 札幌市東区伏古3条3丁目 |
|-------|--------------|

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。ただし、第4条第1項第3号の改正規定は、公布の日から施行し、改正後の同号の規定は、令和6年4月1日から適用する。